

# インド洋における補給活動の再開

## ～補給支援活動特措法案・テロ根絶法案の国会論議～

外交防衛委員会調査室 ささもと ひろし  
笹本 浩

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（以下「補給支援活動特措法案」という。）は、第168回国会に提出され、平成20年1月11日に成立した。政府は、同法に基づき補給活動の再開を命じ、海上自衛隊の補給艦をインド洋に派遣した。本稿では、補給支援活動特措法案と同法の対案として民主党が提出した国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（以下「テロ根絶法案」という。）の第168回国会における国会論議を紹介したい。

### 1. 提出の経緯と審議の経過

#### （1）テロ対策特措法成立と期限延長

平成13年9月11日に米国で発生した同時多発テロ事件を受け、国連安全保障理事会は、翌12日、このテロ攻撃を国際の平和と安全に対する脅威と認定し、国際的なテロ攻撃に対応するため、国連憲章上の安保理の責務に従い、あらゆる必要な措置をとる用意があることを表明した国連安保理決議第1368号を採択した。

日本政府は、9月19日、テロ根絶に主体的に取り組むことを基本方針とする対応措置を発表し、その中で、テロ攻撃に対する措置をとる米軍等に対して、医療、輸送・補給等の支援措置を実施する目的で、自衛隊を派遣するための新法制定を検討する旨を表明した。これを受けて、10月5日、テロ対策特措法案が第153回国会に提出され<sup>1</sup>、10月29日に成立した（11月2日施行）。

テロ対策特措法は、施行の日から2年後に効力を失う限時法であり、その期限は平成15年11月1日までであったが、平成15年に2年間、平成17年及び平成18年にはそれぞれ1年間延長し、最終的には、平成19年11月1日までとなっていた。

#### （2）テロ対策特措法に基づく活動

テロ対策特措法の成立を受けて、平成13年11月以降、海上自衛隊部隊は被災民救援活動として、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の要請に基づくテント・毛布等の海上輸送（平成13年11～12月）を行った。協力支援活動としては、インド洋北部等における艦船への給油（平成19年11月1日までに11か国に対し合計794回（約49万kl）実施）等の補給活動及び艦船による輸送を、また、航空自衛隊は協力支援活動として、米軍の物資などの輸送（平成19年11月1日までに国内外において合計381回（約3,396t）実施）を行っていた<sup>2</sup>。補給活動に関しては、当初、艦船用燃料だけを実施していたが、平成16年10月26日、基本計画を変更し、艦船搭載ヘリコプター用燃料及び飲料水を提供できるようにした。なお、搜索救助活動の実績はない。

### (3) 補給支援活動特措法案提出と審議経過

政府は、テロ対策特措法（以下「旧テロ対策特措法」という。）の期限が、平成19年11月1日であり、テロの脅威の抑止のため、引き続き同法に基づく活動を継続する必要があることから、同法の期限延長を行う方針であった<sup>3</sup>。

しかし、同年7月の参議院通常選挙の結果、与党（自民・公明）が過半数を割り、野党各党は期限延長に反対する旨表明していたため、政府は衆議院での再議決も視野に入れ、延長法案を提出し、期限内の成立を期するか、新法案を提出し、11月2日以降の成立を考慮するか検討を迫られることとなった。

9月10日に国会が召集されたことにより、期限内の改正案の成立が困難視される中、9月12日、安倍総理が辞任を表明し、9月25日に安倍内閣は総辞職した。同日成立した福田内閣は、延長法案の提出を断念し<sup>4</sup>、新法案を提出することとし、10月5日にその骨子案を与党に提示するとともに、野党にも説明した。

これを踏まえ、政府は、旧テロ対策特措法に基づき海上自衛隊が行っていた補給活動のうち海上阻止活動（いわゆるOEF-MIO）に従事する艦船への給油等の補給支援に限定した「補給支援活動特措法案」を、平成19年10月17日に閣議決定し、同日、国会に提出した。衆議院の審査を経て、参議院では、補給支援活動特措法案に対する質疑に入った後、民主党提出の「テロ根絶法案」と一括審査され、平成20年1月10日に外交防衛委員会で両案ともに賛成少数で否決された。補給支援活動特措法案は、翌11日の参議院本会議の否決を経て、同日、衆議院本会議で3分の2以上の多数により再議決され成立した<sup>5</sup>。

### (4) 法案の概要

政府提出の補給支援活動特措法案は、旧テロ対策特措法に基づく海上自衛隊の給油等の協力支援活動が国連安保理決議第1776号においてその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとするものである。主な内容は、①政府は補給支援活動を適切かつ迅速に実施すること、②活動の実施は武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと、③活動は戦闘行為が行われることのないインド洋等の地域で行うこと、④活動を実施する際には閣議決定により実施計画を定め国会に報告すること、⑤活動を行っている自衛官は、自己等の生命・身体を防護するため、一定の要件に従って武器の使用ができること等となっている。

民主党提出のテロ根絶法案は、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、米国同時多発テロ攻撃に関連して採択された国連安保理決議第1659号を踏まえ、アフガニスタン国内の安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、アフガニスタン国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援するものである。主な内容は、①この法律に基づき実施されるアフガニスタン復興支援活動を治安分野改革支援活動及び人道復興支援活動とすること、②アフガニスタンにおける武装集団等とアフガニスタン政府との間の抗争停止合意の形成の支援等の措置を講ずること、③自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動について、

その実施前に国会の承認を得なければならないこと、④活動を行っている自衛官は、自己等の生命・身体を防衛するため、又は当該活動の実施に対する抵抗を抑止するために、一定の要件に従って武器の使用ができること、⑤我が国の安全保障の原則に関する基本的な法制を速やかに整備すること等となっている。

## 2. 国会における論議

### (1) 旧テロ対策特措法に関する論議

前述のように旧テロ対策特措法の延長について野党は反対を表明していたが、特に民主党の小沢代表は、米国等によるアフガニスタン攻撃は国連決議に基づくものではなく、自衛権の行使であり、旧テロ対策特措法に基づき自衛隊が給油活動を行うことは憲法の禁じる集団的自衛権の行使である旨主張した<sup>6</sup>。

このような主張を受け、国会においては、米国等のアフガニスタンにおける活動の法的根拠、国連安保理決議との関係、補給活動の意義・成果等、自衛隊の活動と憲法との関係等について議論が行われた。

#### ア 米国等の軍隊による活動の法的性格

米国等の軍隊によるアフガニスタンにおける不朽の自由作戦（Operation Enduring Freedom：O E F）が国連安保理決議に基づくものではないという批判について、政府は、米軍等によるアフガニスタン攻撃を行っているO E Fは、9.11テロ攻撃を受けて、国連憲章第51条の個別的又は集団的自衛権を行使するものとして開始されたとし<sup>7</sup>、国連憲章第2条第4項で禁止されている武力の行使には当たらず、安保理の決定に基づくことを理由とする違法性の阻却を論ずる必要がない、基本的に国際法上は合法的な活動であると説明し<sup>8</sup>、その正当性を主張した。ただ、現在のO E Fについては、平成13年12月のアフガニスタン暫定政府成立後には、領域国であるアフガニスタンの同意に基づいて、同国の警察当局が行う治安の回復・維持活動を補完的に行っており、これは国際法上の武力の行使に当たらず、自衛権による違法性の阻却を論ずる性格のものではないと説明した<sup>9</sup>。こうした説明に対して、O E Fで拘束されたテロリスト等が米国内の軍事法廷で裁かれており、戦争が継続しているのではないかとの指摘がなされたが、高村外相は、政府として詳細は承知していないが、非合法的な戦闘員は、軍法会議ではなく米国国内法に基づき制定された軍事法廷で行われていると説明した<sup>10</sup>。

また、海上自衛隊の支援するテロ対策海上阻止活動（Maritime Interdiction Operations：M I O）についてもO E Fの一環として行われるものであって（O E F－M I O）、国連安保理決議に基づくものではなく、国際法上の根拠が明確でないとの指摘があった。政府は、O E F－M I Oは、安保理決議第1368号に基づき各国が協力して行うという呼びかけに基づき、参加諸国が行っているものであって、乗船検査は、国連海洋法条約の臨検規定や旗国の同意を得て実施されており、国際法上何の問題もなく、これらの根拠については米国とのすり合わせもしていると説明した<sup>11</sup>。これに関連して、「旗国の同意」を得ていることを確認しているのかと指摘があった。政府は、無法国家でない国が、国際法に従って行っていると言っており、何を根拠に疑うのかと反論した<sup>12</sup>。

## イ 旧テロ対策特措法に基づく活動と憲法の関係

旧テロ対策特措法に基づく米国等の軍隊への協力支援活動（補給活動）について、小沢代表は、同法による米国等の軍隊に対する支援は、自衛権を行使する軍隊に対する後方支援であり、憲法の禁止する集団的自衛権の行使であるという趣旨の批判をした。政府は、「テロ対策特措法と憲法との関係について、同法の枠組みの下での補給等の支援活動は、実力の行使に当たらず、国家による実力の行使の概念である集団的自衛権の問題は生じない」とし、更に、同法の補給等の活動地域は、非戦闘地域であること等の法律上の枠組みが設定され、他国の武力行使と一体化の問題が生じないよう規定されており、集団的自衛権の問題を含めて憲法第9条に違反することはないとの従来からの見解を主張した<sup>13</sup>。

## ウ 旧テロ対策特措法に基づく活動の評価

旧テロ対策特措法に基づき海上自衛隊は、インド洋においてOEF-MIOに従事する米国等の艦船に対して補給活動を実施してきたが、これまでの6年間にわたる評価（意義、効果等）についても議論が行われた。すなわち、OEF-MIOによって、テロリストの拘束、麻薬・武器等の押収がどのくらい行われたのか、具体的な成果を示すことが求められた政府は、海上阻止活動は、国際的なテロリズムの防止、根絶のための国際社会の取組であり、海上自衛隊の活動はそれらの重要な基盤であると意義を強調したが<sup>14</sup>、同活動は抑止効果であり、その効果を単純に数値化することはできないと詳細を明らかにしなかった<sup>15</sup>。

インド洋における活動は、平成19年11月1日の旧テロ対策特措法失効に伴い、一旦活動を停止し日本に撤収したが、その影響についても議論が行われた。活動の中盤からパキスタン海軍の艦船に対する給油・給水が大きな比率を示していたが、政府は、パキスタン海軍への影響について、活動効率が40%低下したとの説明を行った<sup>16</sup>。他方、日本の給油したハイオク燃料でないとパキスタン海軍の艦艇は動かないという趣旨の政府関係者の発言については<sup>17</sup>、必ずしも正確ではなかったと誤りを認めた上で、パキスタンから純度の高い燃料を要求されていることは事実であると説明した<sup>18</sup>。

また、日本の撤収が日米関係や日本外交に与える影響については、政府は、目に見えない影響として世界の国が期待していることをできないということは、日本の信用がじわじわと失墜していくこととなると繰り返し主張した<sup>19</sup>。

### （2）燃料転用疑惑

海上自衛隊の給油した燃料がイラク監視作戦やイラク戦争に転用されているのではないかとこのいわゆる燃料転用疑惑が繰り返し指摘されてきた。これに対して、政府は、対象国との間で当該補給が旧テロ対策特措法に基づくものであることを交換公文に明記し、協議の場においても同法の趣旨を説明した上で、「対象国の艦船が同法に定める参加艦であることを確認して給油をしている。したがって、海上自衛隊が補給した燃料は、同法の趣旨に沿って適切に使用されている」との認識を示すとともに<sup>20</sup>、OEFの活動に当たっていれば、それ以外の任務を同時に行っていたとしても問題はないとの従来からの



見解を重ねて示している<sup>21</sup>。

転用疑惑のうち、平成15年2月に海上自衛隊が米国の補給艦に対して給油した燃料が空母キティホーク等に補給されたという間接給油問題について、既に平成15年5月の時点で目的外使用ではないかとの指摘がなされていた。これに対して、当時の福田官房長官等は、給油量（約20万ガロン）が少ないから目的外使用は考えられないと説明していた。今回、この給油量は、同日に行われた米巡洋艦への給油量と取り違えられていたという問題が、市民団体の調査をきっかけに発覚した<sup>22</sup>。その後の防衛省の調査では、取り違えの事実は、海上幕僚監部の担当者レベルでは把握しており、それが上層部や内局、政府側に報告されなかったことも判明し、シビリアン・コントロールの観点からも議論になった。防衛省は、本件について、遺憾の意を表明するとともに、防衛大臣を委員長とする抜本的対策委員会を設置した<sup>23</sup>。

また、米巡洋艦アンティータムは、平成13年12月18日、ムンバイ沖で海上自衛隊の補給艦から給油を受けた後、シンガポールを経由してハワイに帰投した。この航行がOEFの任務であるといえるのかが質された。政府は、OEFの任務に従事しながらシンガポールに向けて航行したと理解している旨答えている<sup>24</sup>。

### （3）補給支援活動特措法案に関する議論

補給支援活動特措法案は、旧テロ対策特措法と比較すると活動内容を補給（給油・給水）に、補給対象をテロ対策海上阻止活動に限定した上で、活動地域をインド洋（ペルシャ湾を含む）としたものであるが、以下のような議論が行われた。

#### ア 活動継続（再開）の必要性

補給活動の必要性について、政府は、「インド洋における海上阻止活動は、アルカイダ等の移動を抑止し、この海域の平和と安全に貢献するなど、大きな成果を上げている。また、我が国の補給活動は、海上阻止活動の重要な基盤であり、これを通じて、国際的なテロリズムの防止、根絶のための国際社会の取組の一翼を担い、結果としてインド洋における海上交通の安全の確保にも貢献している」と説明した<sup>25</sup>。

#### イ 補給対象（テロ対策海上阻止活動）

補給支援活動特措法案では、前述の転用疑惑を招かないよう、補給対象をテロ対策海上阻止活動（OEF—MIO）に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦艇に限定したとされている。また、旧テロ対策特措法で補給の対象であったアフガニスタンに対して空爆を行うような艦船に対する補給については、補給対象がOEF—MIOに従事する艦船である限り、その艦船が他の任務を付与されていること自体は問題がないとの見解を示した<sup>26</sup>。これは、旧テロ対策特措法の考え方と同様のものであるが、他方、補給した給油量の（活動の）間はOEF—MIOの活動をしていなければならないとの認識も示された<sup>27</sup>。なお、政府は、対象国との間で、補給対象となる艦船が、海上阻止活動に関わるものであることを明記した交換公文締結を検討する旨表明している<sup>28</sup>。

## ウ 法の有効期限（１年）

補給支援活動特措法案では、旧テロ対策特措法で２年であった法の有効期限が１年とされている。与党に示された骨子案では、期限が２年であったが、これを１年とした理由について政府は、当初２年としたのは、国際社会に対して日本がテロとの闘いを長く続けていく旨の意思を表明するという趣旨であったが、文民統制の観点からこれをより細かく国会でチェックするというので１年とする検討を行ったと説明している<sup>29</sup>。

## エ 国会承認

補給支援活動特措法案には、旧テロ対策特措法に明記された自衛隊の派遣に係る国会承認が規定されていない。これは、参議院で承認を得られる見通しがないことから、国会承認を回避したのではないのかとの指摘が何度も行われた。また、周辺事態法、旧テロ対策特措法及びイラク特措法において、自衛隊の派遣に際しては、国会承認規定があり、衆参両院の同意を得て初めて派遣できるもので、法案の審査とは別のものであるとの批判もなされた。これに対し政府は、これまでの旧テロ特措法での国会承認の対象は、基本計画に定められた協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動の具体的実施内容等であったのに対し、補給支援活動特措法案では、活動の種類、内容を補給に限定し、派遣先の外国の範囲を含む実施区域を法律に明記しており、この法案を審議し可決すれば国会の承認を得たこととなり、成立後重ねて国会承認を求める必要がないとの認識を繰り返すとともに、これ以上の国会承認を求める必要が理解できない旨答弁している<sup>30</sup>。

### （４）自衛隊によるOEF、ISAF、PRTへの参加

国際治安支援部隊（International Security Assistance Force: ISAF）については、国連安保理決議第1386号に基づいて設立されたものであり、アフガニスタンにおいてNATOを中心に主として同政府の治安活動を支援するものであるが、その性格について、政府答弁に若干のぶれがあった。すなわち、領域国政府の同意の下での活動であり国際的武力行使には当たらないと断言する一方で<sup>31</sup>、武力行使（戦闘行為）を伴うものであり、（日本の自衛隊が参加することは）憲法に抵触するとの答弁も行われた<sup>32</sup>。これらの答弁が矛盾しているとの指摘があったが、政府は、ISAFの活動の全貌は承知していないとしつつも、ISAFそのものの活動がすべて武力行使に関わる活動とは言い切れないが、憲法上認められるかどうかということには慎重な検討が必要であるとの認識を示している<sup>33</sup>。

国際法上武力行使には当たらないOEFやISAFに参加することは憲法上問題がないのかとの指摘に対し、政府は、国際法上、武力行使に当たらないということと、それが憲法違反かどうかは全く別の判断であるとした<sup>34</sup>。

また、アフガニスタン国内で民軍協力の下、治安改善と復興支援を行っている地方復興チーム（Provincial Reconstruction Team: PRT）への参加についても議論が行われた。PRTは、国連安保理決議に基づくものではないもののISAFの指揮下で活動

しているが、政府は、一般論として、PRTのような民と軍との連携協力の重要性は認識しつつも、PRTへの自衛隊派遣については、アフガニスタンの厳しい治安情勢において危険な事態に対応せざるを得ないような状況も排除されず、憲法第9条との関係、要員の安全確保、日本が効果的な貢献ができるか否かという観点から総合的判断が必要であるとの認識を示すに止まった<sup>35</sup>。

#### (5) テロ根絶法案（民主党対案）に関する議論

テロ根絶法案提出の意図について、民主党提出者は、アフガニスタンにおいて、米同等の武力行使以降、治安が悪化し、貧困による国民生活の崩壊が国際テロの温床となっているという現状認識の下で、国連安保理決議第1659号を踏まえ、アフガニスタンにおける武装集団が行っている武器を用いた不法な抗争の停止及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との間の合意の形成の支援その他アフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるものであり、アフガニスタンの国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援すること等により、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とすると説明している<sup>36</sup>。

また、テロ根絶法案における具体的な活動内容について、法案提出者は、まず治安分野改革支援活動は、現在でも行われている武装解除の履行の監視及び当該武装解除の履行により武装を解除された者の社会復帰等の支援、及び警察組織の再建その他アフガニスタンの国内における安全及び安定を回復するための改革と説明した。次に人道復興支援活動としては、被災民の生活若しくはアフガニスタンの復興を支援する上で必要な道路、水道、農地、かんがい排水施設等の農業用施設その他の施設若しくは設備の復旧、あるいは、汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧、医療あるいは被災民に対する食糧等の生活関連物資の輸送又は配布等を行うと説明した<sup>37</sup>。

他方、テロ根絶法案にある抗争停止地域が存在するのかという指摘に対して、法案提出者は、現状ではアフガニスタンにおいて誤爆や米軍等の活動に巻き込まれることによる二次被害が発生し、これが負の連鎖につながっているという認識の下、これまでの非戦闘地域よりも厳しい条件で考えていること、また、現時点で抗争停止合意は成立していないので、該当する地域は現在のところないとの認識を示した<sup>38</sup>。

#### (6) 自衛隊の海外派遣に関する一般法

補給支援活動特措法の審議の過程においては、自衛隊の海外派遣一般法（恒久法）制定に関する議論も活発に行われた。福田総理は、現在は、自衛隊の海外における活動は、国際平和協力法以外は特別措置法で対応していかなければならないが、「緊急の事態に間に合わないことや、要員の訓練、予算措置にも問題が生じている。日本が国際平和協力に対して熱心であるという姿勢を示すことは大事であり、それなりの活動をすべきである」として、一般法の制定に意欲を見せた<sup>39</sup>。

また、一般法の提出時期について、町村官房長官は、政府・与党内で検討中であるが、

具体的な提案時期については、補給支援活動特措法成立後に与党間で協議を進めていきたいと述べるに止まったが、その過程では民主党と協議もしたいとの認識も示した<sup>40</sup>。

これに関連して、石破防衛大臣は、派遣の要件として国連決議を不可欠とするのか、国会承認の在り方、武器使用の在り方、駆けつけ警護などについて、今後議論されることを期待していると述べた<sup>41</sup>。

---

<sup>1</sup> テロ対策特措法の正式名称は「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案」。なお、10月7日、英米軍はアフガニスタン本土に対する攻撃を開始した。

<sup>2</sup> 航空自衛隊の国外輸送は、平成14年5月以降は行われていない。

<sup>3</sup> 例えば、小池防衛大臣（当時）は7月12日の記者会見でテロ対策特措法の延長を表明した。

<sup>4</sup> テロ対策特措法は、平成19年11月1日をもって失効し、同日派遣部隊等に対し活動の終結、帰国の命令が出された。

<sup>5</sup> テロ根絶法案は、平成20年1月11日の参議院本会議では可決され、衆議院において継続審査となった。

<sup>6</sup> 小沢一郎「今こそ国際安全保障の原則確立を」『世界』（平19.11）148頁ほか

<sup>7</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第6号18頁（平19.10.31）

<sup>8</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第9号25-26頁（平19.11.6）

<sup>9</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第6号18頁（平19.10.31）

<sup>10</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第9号25頁（平19.11.6）

<sup>11</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第7号32頁（平19.11.1）

<sup>12</sup> 第168国会参議院予算委員会会議録第2号5-6頁（平19.10.16）

<sup>13</sup> 第168国会参議院本会議録第5号22頁（平19.10.5）

<sup>14</sup> 第168国会衆議院本会議録第7号6頁（平19.10.23）

<sup>15</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第11号1-2頁（平19.11.8）

<sup>16</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第9号13頁（平19.12.4）

<sup>17</sup> 平19.9.10 外務省谷内事務次官記者会見

<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/jikan/j\\_0709.html#2-B](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/jikan/j_0709.html#2-B)>

<sup>18</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第9号13頁（平19.12.4）

<sup>19</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第18号26頁（平20.1.10）

<sup>20</sup> 第168国会参議院本会議録第5号33頁（平19.10.5）

<sup>21</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第6号43頁（平19.10.31）

<sup>22</sup> 平19.9.20 梅林弘道ピースデポ代表記者会見

<<http://www.peacedepot.org/media/pcr/mediarelease3/oil.htm>>

<sup>23</sup> 第168国会衆議院本会議録第7号7頁（平19.10.23）

<sup>24</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第11号10頁（平19.11.8）

<sup>25</sup> 第168国会衆議院本会議録第7号6頁（平19.10.23）

<sup>26</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第5号9頁（平19.10.30）

<sup>27</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第7号17頁（平19.11.1）

<sup>28</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第18号29頁（平20.1.10）

平20.2.5 フランス、パキスタン、英国及び米国との間で、交換公文の署名が行われた。

<sup>29</sup> 第168国会衆議院予算委員会会議録第2号31頁（平19.10.16）

<sup>30</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第9号6頁（平19.12.4）

<sup>31</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第9号19頁（平19.11.6）

<sup>32</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第9号26頁（平19.12.4）

<sup>33</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第18号3頁（平20.1.10）

<sup>34</sup> 第168国会衆議院国際テロ防止特別委員会議録第9号19頁（平19.11.6）

<sup>35</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第13号24頁（平19.12.18）

<sup>36</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第17号18頁（平20.1.8）

<sup>37</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第18号7頁（平20.1.10）

<sup>38</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第17号28頁（平20.1.8）

<sup>39</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第18号31頁（平20.1.10）

<sup>40</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第17号30頁（平20.1.8）

<sup>41</sup> 第168国会参議院外交防衛委員会会議録第15号25頁（平19.12.25）